

「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

なお、不適正な取引行為を行う事業者への指導体制の強化のため、愛知県との連携をより密にしていく方針の一環で、愛知県の不当請求を行う事業者名の公表と同時に発表します。

記

1 公表の内容

平成 17 年 8 月から 10 月までに本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名及び所在地(下表のとおり)

■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
法務局管理センタ ー	東京都台東区浅草橋 4 ー19ー3	「民事訴訟裁判税務未納通知書」という名称を使用。 「民法指定消費料金未納」につき、連絡をするよう求め、連絡がない場合

		<p>は、書類通達所、指定裁判所への出廷となり、裁判後の処置として 給与、動産物、不動産物の差し押さえを強制執行することを記載。また、通知者と執行官による「執行証書」の交付を承諾し、債権譲渡証明書を返送するよう通 知。</p> <p>法務省許可通知書であることをうたい、不安を持った消費者に対し連絡先電話番号への連絡を促す。</p>
財務省管轄支局 訴訟管理事務局	東京都千代田区霞ヶ関 3丁目1番地1号	<p>「民事訴訟最終告知通達書」という名称を使用。</p> <p>契約会社ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として 給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので「執行証書の交付」を承諾し、債権譲渡証明書を返送することを通知。</p> <p>財務省管轄支局の名称を用い裁判の取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
法務局認定法人 民事訴訟通達事務局	東京都港区赤坂6丁目 10番3号	<p>「訴訟最終通達書」という名称を使用。</p> <p>契約会社ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、書面記載の裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始し、連絡がない場合は原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会</p>

		<p>いのもと強制的に履行するので「執行証書の交付」を 承諾するよう通知。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い裁判の取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
株式会社フラット	東京都台東区上野 2-12-1GTビル 2F	<p>「未納料金請求通知書」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付する可能性があることを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
株式会社グリーンワード	東京都文京区西片 2-19-14 アクサビル 4F	<p>「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>

<p>株式会社ジェネラルリサーチ</p>	<p>東京都練馬区高野台 2-3-20 島田ビル 3F</p>	<p>「未納料金請求書」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付する場合がありますことを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>株式会社ノーブル</p>	<p>東京都港区芝大門 2-9-16 パレスビル 2F</p>	<p>「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>株式会社サレジオール</p>	<p>東京都台東区谷中 6-1-6 テラスビル 6F</p>	<p>「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。</p> <p>携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁</p>

		<p>判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
--	--	---

なお、請求文面は、このページの下部に掲載しました。

2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。
- 事業者に電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることとなります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、
名古屋市消費生活センターの架空請求ホットダイヤルへご相談ください。

3 その他

愛知県で公表している不当請求を行う事業者名については、県ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/0000028974.html>

に掲載されます。

■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第16条の4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

民事訴訟裁判税務未納通知書

管理コード 5675-25

この度御通知しましたのは、「民法指定消費料金未納」についてです。貴方の未納されました料金については当局までご連絡ください。

こちら法務省許可通知書となっておりますので、連絡なき場合は、止むを得ず裁判所からの書類通達所、指定裁判所への出廷となります。又、裁判後の処置と致しまして、給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを強制執行させていただきます。又、当局と執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くよう、お願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、承諾の上御返送ください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。御不明な点は、当局職員まで御連絡ください。

以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成17年7月28日

法務局管理センター

〒111-0053

東京都台東区浅草橋4-19-3

(代表)TE03-3060-7070

電話受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

訴訟最終通達書 平成17年8月23日

訴訟番号 平成17(イ)0290号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として、給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますので、ご了承下さい。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日平成17年9月6日

0120-704-000(管理課)

電話受付時間 9:00~18:00

休日 (土・日・祝日)

〒107-0052

東京都港区赤坂6丁目10番3号

法務局認定法人 民事訴訟通達事務局

未納料金請求通知書

請求内容以前、貴方様の携帯電話、又はパソコンでご利用になられた有料番組サイトの利用料金が未納となっており、日々延滞金が発生している状態です。弊社が、貴方様のご利用になられた有料番組サイトの運営業者様から、未納料金並びに延滞金の確認及びお支払い方法についてお尋ねする様、依頼を受けましたのでご連絡いたします。

請求理由お客様の場合、ご利用になられたサイトのログアウト（退会手続き）の方が済んでおりません。又、未納料金や延滞金のご説明もごさいますので、本書到達後、大至急ご連絡ください。尚、個人情報保護の観点からも、必ずご本人様からご連絡頂けますようお願い致します。

取扱い万が一、お支払いやご連絡が無い場合、裁判手続き、又、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに《給与差し押さえ》の内容証明をご勤務先に送付させて頂く場合もごさいますので、ご了承下さい。

整理番号*288541*

請求金額 下記まで。

株式会社 フラット

お問い合わせは 03-0020-0002

東京都台東区上野2-12-1 GTビル2F

受付時間 8:30~16:00 定休日 土・日・祝日

※弊社は悪質な架空請求の業者ではありません。貴方様のご利用になられた運営業者様から正式に依頼を受けた正規の回収代行業者です。心当たりが無くても一度でもサイトにアクセスすると登録が自動的にされ、料金が加算されるシステムが多発していますので十分にご注意ください。